

黒井不法投棄問題の解決には  
措置命令（法19条の5）を！！！！

**下関市は虚偽公文書乱発で関連業者の違法行為  
幫助。**

**廃棄物処理法のズサンな管理が不法投棄招く。**

# 黒井不法投棄の現場から 2021年5月11日ネットへ 動画でUP



- [youtubeでUP 黒井不法投棄現場で金山さんの証言 | ニッコリ会・下関 \(ameblo.jp\)](#)

# 下関市は建設混合廃棄物

## 不法投棄事件を解決せよ！

本件発生場所 下関市古屋町一丁目一七六一番地

本件場所に存在していた大口ガス供給施設第一種製造所は一九六九(昭和四四)年、無届で新築され、三十八年間営業され、二〇〇七(平成一九)年、無届で解体されました。そして、下関市はこのことを承知していながら「隠ぺい工作」をし続けています。

また下関市は本件関係業者らによる許可申請書及び当該届出書に不正不備があるにも関わらず、与える資格のない当業者に当該許可を与え、さらに受け付けてはならない当該届出を受け付けております。

このような下関市の行為が本件不法投棄事件を生じさせたものです。当市の行為は関係業者の違法行為を「ほう助」(刑法第六二条)するものであり、共同不法行為者と判断でき、そのため当市も本件・後方の廃棄物を撤去する責任から免れません。(民法第七一九条第一項、第二項該当)

私は二〇〇九(平成二一)年四月一六日より不法投棄によつて当地が全く利用できなくなり莫大な損害を被つています。よつて下関市はすみやかに本事件を解決するよう求めるものです。



下関市

「廃棄物でない」と不法投棄被害者の  
訴えを無視



撤去費1億8千万円

(下関市内大手業者見積)



【第1次】

契約者U、元請、下請各社の責任を  
求めるもの



山口地裁下関支部



広島高裁

(契約者Uにのみ撤去責任を求め  
た)

**判決**

上告棄却

**騙した上田氏の責任。  
(行方不明)**



【第2次】

発注者、関連企業の責任を求める  
もの



福岡地裁小倉支部



福岡高裁

上告不受理

**判決**

(発注者・関連企業の撤去責任認められず  
→騙した上田氏の責任)

金山さんの主張 → あの「廃棄物混じり土」の山を除けてほしい

裁判の争点 →

「廃棄物混じり土」の山は誰のものなのか

占有者  
・上田氏

なぜ 下関市はこの詐欺による

廃棄物不法投棄事件を

行政指導、行政処分の権限をもちながら  
放置するのか



# 廃棄物不法投棄は犯罪

## 公務員に告訴、告発義務

廃棄物処理法**16**条の規定に違反して廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又はその両方を科せられます(同法25条1項14号)。

なお、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が同様の行為を行った場合には、**その行為者が上記の刑罰に処せられるほか、法人に対して3億円以下の罰金が科せられることがあります(同法32条1項1号)**。

## 刑訴法239条第2項

- ① 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
  
- ② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

平成 22 年 1 月 26 日

行政指導ならびに行政処分を求める申告書

下関市長 中尾 友昭様

申告人

山口県下関市新堀田西町 3 丁目 1 番 F-303 号

金山 三郎

TEL 083-252-4013 (AM9:30 まで PM5:30 以降)

書面作成代理人

山口県下関市綾羅木新町 2 丁目 5 番 6 号

行政書士 大塚 住人

TEL 083-250-6475

下記の通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事実を見出したので貴下関市におかれましては、排出事業者（元請負人）・解体工事業者（下請負人）に支障の除去等の措置を行うよう行政指導し、罰金に処する行政処分をされたくここに申告いたします。

記

1、建設工事の表示

工事名 ハローデイ綾羅木店新築工事  
工事場所 山口県下関市古屋町 1-11-1  
工事着手時期 平成 20 年 9 月 12 日  
発注者 株式会社 ハローデイ 代表取締役 加治久典  
電話番号 093-963-4780

2、排出事業者（元請負人）の表示

所在 山口県下関市棕野町 3 丁目 18 番 1 号  
商号 株式会社 シモケン 代表取締役 眞部秀昭  
電話番号 083-228-1333

3、解体工事業者（下請負人）の表示

所在 山口県下関市長府扇町 6 番 38 号  
商号 老屋工業 株式会社 代表取締役 星山廣昭  
電話番号 083-249-1850

4、排出先土地（仮置場）の表示

所在 山口県下関市豊浦町大字黒井字通門 357 の 1 他 3  
面積 約 991.5 m<sup>2</sup>  
廃棄物の量 約 13000m<sup>3</sup>  
土地所有者 金山三郎

5、該当事実

平成 20 年 4 月 15 日に上記土地に資材置き場のみを目的とする土地賃貸借契約を有限会社膳家



代表 上田敏明と結びましたところ。有限会社膳家代表 上田敏明の指示の元、上記解体工事業者（下請負人）は上記排出事業者（元請負人）の上記建設工事現場から土地賃貸借契約の目的以外のもの（産業廃棄物：土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの以外のもの）を私（金山三郎）に何の通知もなく収集運搬業者（中和工業株式会社・白光運輸有限会社・上野産業株式会社）を使用し違法に仮置きしました。その後、私はその事実を察知してから、排出事業者（元請負人）及び解体工事業者（下請負人）に書面と再三の電話によつての産業廃棄物撤去及び説明を求めましたが、誠意のある回答は一切なく、やむをえず下関簡易裁判所に申し立てましたが、司法の場においても排出事業者（元請負人）および解体工事業者（下請負人）からは誠意のある回答は一切ありませんでした。後に解ったことですが土地賃貸借契約締結時において有限会社膳家は、既に解散しており、土地賃貸借契約書においても故意に間違っているため始めから解体工事業者（下請負人）と通謀して私（金山三郎）を騙す目的だったと思われまふ。

経済的にも精神的にも危殆に瀕した土地所有者本人の救済と、社会秩序の維持と生活環境の保全のためにも、適切かつ早急な行政指導・行政処分をされたくお願い申し上げます。

#### 6、添付書類

現況写真

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の写し

土地賃貸借契約書

通知書

（印）

下 廃 第 2 0 5 号

平成22年2月17日

金 山 三 郎 様

下 関 市 長 中 尾 友 昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置について

平素から本市環境行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成22年1月26日付「行政指導ならびに行政処分を求める申告書」にて申告のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 本市の判断

廃棄物の処理に係る行政指導並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第14条の3、第19条の3、第19条の5及び第19条の6に規定する措置の命令は、現状において行いません。

2 理由

次の各号に掲げる理由のため。

- (1) 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの（以下「土砂等」という。）については、廃掃法上の廃棄物でないと考えられているため。
- (2) 土砂等以外のものについては、廃棄されたならば廃掃法上の廃棄物と成り得るが、その排出者等が明らかでないため。
- (3) 現状においては、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められないため。

# 破たんした ゴミカシ

---

(1) 黒井現地の廃棄物混じり土は分別して、土壌検査をクリアーしない限り廃棄物であり、これが有価物でないことはこの13年間に示している。

---

(2) 廃棄物混じり土の排出者等はすべて明らかである。

---

(発注者:ハローディ、元請:シモケン、下請:壺星工業他下請各社)

---

(3) 現状において生活環境の保全上支障を来している。このハローディ綾羅木店の場所はかつて下関市が廃棄物の捨て場として個人の土地を借りて利用していた所であり、またその後が有害物質を扱っていた両ガス会社の都市ガス供給施設であり、跡地は土壌汚染の可能性が高い。



廃棄物でも市に出来ることはない

平成22年7月20日

区分	部長	次長	課長	主幹	補佐	主査	係長	主任	係	監視員	番号
丁			中尾		山本						

報告者

青木

業 務 日 報

受付年月日	平成22年7月20日(火) 9時00分
場 所	
内 訳	現調・指導(訪問・来庁・電話)・連絡
相手方	住所 氏名 ■■■ 氏 TEL: ■■■
対応者	青木主任(電話対応)
■■■氏から、豪雨により所有地の山が崩落しかかっており、その対応について問い合わせがありましたので、報告します。	
1 電話連絡内容	
・入口から見て右側と奥側の部分が崩落しかかっており、次の雨が降ったら大変	
・対応を検討したいが、市で対応できることはないか?	
・隣地に迷惑をかけることとなり、明らかに有害廃棄物と思われる。	
2 現地確認状況	
・13時に現地を確認。■■■氏及び山本主査、平原係長、伊藤監視員、青木主任で立会い。	
・電話連絡のとおり崩落しており、■■■氏が設置した小屋に影響を与えた部分があった。	
・■■■氏から次の主張、質問があり、それぞれ各号に掲げるとおり回答した。	
① 不法投棄の廃棄物により被害を受けたことになるが、市は何ができるのか? → まず廃棄物でないと考えているが、廃棄物だったとしても市ができることはない。	
② 仮にこの山が崩れて隣(中央工業)に迷惑をかけた場合はどうなるのか? → ■■■氏と中央工業とで話し合い、民事で解決の道を探ってもらうこととなる。	
■■■氏は回答に納得せず、改めて文書で回答をもらいたいとのこと。文書で回答するために、要望を文書にして提出するよう伝えた。	
また、崩落の危険がある旨を、■■■氏の同意を得たうえで中央工業に伝えた。	

廃棄物混じり土を何と呼ぶのか？  
を下関市に問うと。

## 質問状

平成28年12月14日

下関市長 中尾友昭様

下関市新堀田西町3-1-15303号



金山 三郎 印

TEL 083-252-4013

本件不法投棄現場 下関市豊浦町大字黒井字通門  
357-1 他

私が平成28年11月25日に提出した質問状に対して、  
下関市の回答は、「廃棄物でない土石については  
廃棄物対策課の所管ではないため、回答いたしません。」と土石のみの不適切な回答となっております。  
本件は土石の中にコンクリート片等が混入しているため、  
今一度質問させていただきます。

- 問1. 土石の中にコンクリート片等が混入している混合物(土石  
含む)を最終処分(廃棄処分(埋立))する場合は、  
この当該物の品目は何という名で示した方がよい  
のでしょうか。下記の番号のみでよい場合は、答え下さい。  
1. 産業廃棄物 2. 一般廃棄物 3. 建設混合廃棄物  
4. 建設副産物 5. 土石等
- 問2. 本件混合物であるコンクリート片等の廃棄物の品目名  
は何というものでしょうか。  
いづれも文書にて回答を求めます。

以上

# 質問にごま かしの答え

## 〔正解〕

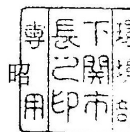
- 廃棄物処理法においては、掘削された土砂と廃棄物の混合物は全体が廃棄物とみなされる。
- (『環境管理』2017年5月号(P031~36))

下 廃 第 3 4 2 0 号

平成28年12月28日

金 山 三 郎 様

下関市長 中 尾 友 昭



## 質問状について (回答)

平成28年12月14日付けで提出いただいた標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

土砂に廃棄物が混入している場合、篩分け等の方法により、土砂と廃棄物を選別し、土砂は土砂として、廃棄物は廃棄物として、それぞれ適正に処理されることとなりますが、この選別作業により土砂と分離された後のコンクリート由来の産業廃棄物の種類については、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものである場合は「がれき類」、それ以外の場合は「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当します。

廃棄物混じり土は分別し、土壌検査をしない限り廃棄物



表-1 分別土の条件

項目	条件
対象工事	公共建設工事
土質材料品質	廃棄物混じり土から廃棄物を分別用途に応じた一定の品質を満足
	土壌汚染対策法の指定基準や土壌環境基準等を満足
利用用途・取扱	利用場所が明確
	仮置きは一般の土と区別

+

なぜ下関市は廃棄物不法投棄事件を放置する  
のか？

## ハローディが建築される前

山口合同ガス(株)と西日本液化ガス(株)の都市ガス供給施設営業  
1969~2007年 (38年間)

ここは2014 (平成26) 年1月の土地登記簿「改ざん」まで  
地目の約8割は農地

**農地法5条違反 (無断転用) 等の隠蔽工作必要。**





土地境界  
図面の通り  
6筆農地が  
証明された

土地境界証明願		
平成 19 年 8 月 9 日		
中国地方整備局長 殿		
申請者 住 所 下関市本町三丁目1番1号		
氏 名 山口合同ガス株式会社 代表取締役 林 泰 四 郎		
(連絡先) [Redacted]		
下記について証明願います。		
記		
1. 所 在	下関市古尾町一丁目 739-8	
2. 種 別	一般国道191号沿、田・畑・宅地・山林 (その他(雑種地))	
3. 証明を受けようとする理由	境界確認のため	
4. 関係図書	位置図、実測平面図、横断面図、謄本の写し、表印の印鑑証明の写しの添付	
現地立会確認 年 月 日	平成19年7月23日	国土交通技官 現地立会確認者 田 頭 由 喜 氏 名 山口合同ガス(株) [Redacted]
国中整山道管第 4-77 号		
上記について別紙図面のとおりに相違ないことを証明する。		
平成 19 年 8 月 30 日		
中国地方整備局長		

# ハローデイ綾羅木 店が建つまでの地 目は8割が農地で あったことを示す 設計説明書

別紙1

「南条行啓事務所」

## 設計説明書 1420.3月(改訂版)

設計の	目的	店舗						
方針	基本方針	良好なる店舗用地の整備						
開発区 域内の	地域	区域区分	用途地域の種類			その他の地域地区の種類		
	地区等	市街化区域	準工業地域			無し		
		宅地造成工事規制区域	災害危険区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域		
土地の 現況	区分	区域内	区域外	区域外	区域外	区域外	区域外	
	地目別	区分	宅地	農地	山林	公共施設 の用地	その他	計
	面積	1,005.16	7,001.12	340.49	0.00	563.18	8,909.95	
概要	比率	パーセント 11.28	パーセント 78.58	パーセント 3.82	パーセント 0.00	パーセント 6.32	パーセント 100	
	区分	建築物敷地	公共施設用地				その他	計
土地利 用計画	面積	0.00	8,629.29	0.00	0.00	280.66	8,909.95	
	比率	パーセント 0.00	パーセント 96.85	パーセント 0.00	パーセント 0.00	パーセント 3.15	パーセント 100	
	公共施設の名称	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考	
公共施設 の整備 計画		m	m	m <sup>2</sup>				
	公益的施設の名称	面積	管理者	備考				
その他	給水施設	ガス供給施設	予定戸数	計画居住人口				
	下関市上水道	都市ガス	1棟	0人				

注 1 開発区域を工区に分割したときは、工区別の設計説明書を作成すること。  
2 「設計の方針の目的」の欄には、宅地分譲、社員住宅、工場等の区分を記載すること。

# 平成20年 農地法第5 条申請受付 簿（上）

平成20年 農地法第5条申請受付簿

7月部会議案・報告

第5の76号		譲受人・(賃借人)	[REDACTED]			(市)・調
		譲渡人・(賃貸人)	[REDACTED]			
局長	局次長	申請地		地目		面積 (㎡)
[REDACTED]	[REDACTED]	古屋町-丁目 1724		台帳	現況	
				畑	休	757
主査	主事					
[REDACTED]	[REDACTED]					
技師	係	受付年月日	指今年月日	交付年月日	受領印	
	[REDACTED]	20.6.11		20.6.13	[REDACTED]	

7月部会議案・報告

第5の77号		譲受人・(賃借人)	[REDACTED]			(市)・調
		譲渡人・(賃貸人)	[REDACTED]			
局長	局次長	申請地		地目		面積 (㎡)
[REDACTED]	[REDACTED]	古屋町-丁目 1761		台帳	現況	
				畑	休	396
主査	主事					
[REDACTED]	[REDACTED]					
技師	係	受付年月日	指今年月日	交付年月日	受領印	
	[REDACTED]	20.6.11		20.6.13	[REDACTED]	

7月部会議案・報告

第5の78号		譲受人・(賃借人)	[REDACTED]			(市)・調
		譲渡人・(賃貸人)	[REDACTED]			
局長	局次長	申請地		地目		面積 (㎡)
[REDACTED]	[REDACTED]	古屋町-丁目 1762		台帳	現況	
				畑	休	2,396
主査	主事					
[REDACTED]	[REDACTED]					
技師	係	受付年月日	指今年月日	交付年月日	受領印	
	[REDACTED]	20.6.11		20.6.13	[REDACTED]	

# 平成20年農地法第5条申請受付簿 (下)

平成20年農地法第5条申請受付簿

7月部会議案・報告

第5の73号		譲受人・賃借人 譲渡人・賃貸人			(市)・調
局長	局次長	申請地	地目		面積 (㎡)
			台帳	現況	
主査	主事				
技師	係	受付年月日	指令年月日	交付年月日	受領印

7月部会議案・報告

第5の74号		譲受人・賃借人 譲渡人・賃貸人			(市)・調
局長	局次長	申請地	地目		面積 (㎡)
			台帳	現況	
主査	主事	古屋町-丁目739-3	田	4木	257
		〃 739-13	〃	〃	969
技師	係	受付年月日	指令年月日	交付年月日	受領印
		20.6.11		20.6.13	

7月部会議案・報告

第5の75号		譲受人・賃借人 譲渡人・賃貸人			(市)・調
局長	局次長	申請地	地目		面積 (㎡)
			台帳	現況	
主査	主事	古屋町-丁目1723-1	畑	休	1085
技師	係	受付年月日	指令年月日	交付年月日	受領印
		20.6.11		20.6.13	

地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	証明年月日	地目	地積m <sup>2</sup>	理由	登記日付
		調製	平成11-2-25				
739-3	田	257	平成22-8-26	宅地	1,935	昭和年月日不詳変更	平成26-1-21
739-13	田	969	平成23-2-8		0	739-3に合筆、閉鎖	平成26-1-21
1723-1	畑	1,085	平成22-9-24	宅地	1,563	昭和年月日不詳変更	平成26-1-21
1724	畑	757	平成23-2-14	宅地	940	昭和年月日不詳変更	平成26-1-16
1761	畑	396	平成23-2-8	宅地	813	昭和年月日不詳変更	平成26-1-21
1762	畑	2,396	平成21-10-13	宅地	2,973	昭和年月日不詳変更	平成26-1-16
		5,860			8,224		

(注) 調製 = データとしての登記簿が作成された日を意味しています。

山口地方法務局下関支局発行の土地登記簿より

平成25年  
(2013)  
5月25日

法務局下関  
支部は

---

六筆の土地所有者の同意を得て宅地とした。

しかし

---

「地目が農地である土地について農地以外の地目への地目変更の登記申請の取扱いについて」の通知（昭和56・8.28 法務省民事局長通知、農林水産省構造改善局長通知）では

---

法務局は農業委員会に「転用許可の有無、対象土地の現況その他を照会し、農業委員会の回答を受けて」処理を進めるものとされている。



令和2年 (2020)  
4月1日

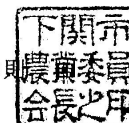
市農業委員会

照会書も回答書  
も存在しない。

金山 三郎 様

下関市農業委員会

会長 吉本 知則



令和2年 3月13日に請求のありました公文書の公開について、次のとおり却下することと決定しましたので、通知します。

請求対象公文書	下関市古屋町一丁目1762外5筆 1 登記官（下関支局）から下関市農業委員会へ出された「 <u>農地の転用事実に関する照会書</u> 」 2 下関市農業委員会から登記官（下関支局）へ出された「 <u>地目変更登記に係る照会に対する回答書</u> 」又は調査結果。 対象業者 (株)ハローディ
却下の理由	請求対象公文書が存在しないため。
担当部課名	下関市農業委員会事務局 電話番号 (083) 223-6536

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市農業委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合に



令和2年5月2日

農地の転用事  
実に関する照  
会書、回答書  
等の開示請求

山口地方法務  
局長宛

行政文書開示請求書

令和2年5月2日

山口地方法務局長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称：(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

金山 三郎

住所又は居所：(法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地)

〒751-0844

下関市新庄田西町3-1-F303号 TEL.083(252)4013

(ふりがな)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)平成25年度(126年1月)に行われた農地が宅地への地目変更作業(宅地場所：下関市庄屋町-丁目1762外5号)における登記簿が、F山市農業委員会へ提出された「農地の転用事実に関する照会書」及び「前記照会書」に対して、「地目変更登記に関する照会」に対する「回答書」又は「調査結果」がわかるものについて(台帳等)

(本件場所 現在10-デポ交際本店)

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

① 写しの送付を希望する。

開示請求手数料

(1件300円)



\*この欄は記入しないでください。

担当課等

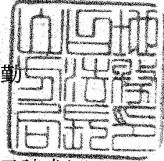
備考

令和2年5月29日

## 行政文書不開示決定通知書

金山 三郎 様

山口地方法務局長 齋藤 勤



令和2年5月7日受付第100号で請求のありました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

平成25年度（平成26年1月）に行われた農地から宅地への地目変更作業（実施場所：下関市古屋町一丁目1762外5筆）における登記官から下関市農業委員会へ提出された「農地の転用事実に関する照会書」及び前記照会書に対して、「地目変更登記に係る照会に対する回答書」、又は調査結果がわかるものすべて（台帳等）

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（審査請求があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して3か月を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第123号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟相手方は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、山口地方裁判所又は行政事件訴訟法第17条第1項に規定する管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があった日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、審査請求をした日から6か月以内に提起することができます（なお、審査請求をした日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和2年 〈2020〉  
5月29日

「開示請求に係る行政文書を保有していないため、不開示とした。」

山口地方法務局長  
齋藤勤







平成23年  
(2011)  
5月9日  
中尾友昭  
下関市長へ  
申立書

平成23年5月9日

申立書

下関市長 中尾友昭殿

申立の趣旨とその理由

下関市古屋町一丁目739-13他にハローデイ綾羅木店(古屋店)が新築され営業されているわけですが、使用されている土地17筆の内6筆(739-3、739-13、1723-1、1724、1761、1762)が農地のままで登記されております。

農地に建築物を建造することはできません。違法建築に当たると思慮します。

また、平成21年10月13日に土地区画整理所在図で確認したのですが、前面(道路側)の部分が筆界未定(未線引き)となっております。

建築基準法違反及び農地法違反に当たるのではないかと思慮するので、精査していただき、文書にて明確な回答をお願いするものであります。

以上

申立人 下関市新坂田西町3-1-F-303号

金山三郎



電話083-252-4013(午前10時30分まで)

秋篠課 渡部 受

情報公開窓口 5月9日  
14時05分

# 六筆すべて転用の手続きを確認と回答

- 平成23年9月2日の中尾友昭下関市長のサイン入り回答。
- 6筆すべて転用の手続きが確認できました。

下 関 市  
SHIMONOSEKI

金山 三郎 様

平素から、本市行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

下関市古屋町一丁目739番13外5筆の農地転用に係る申立について、記録の残っている昭和43年以降の総会議事録及び受付簿並びに保存年限10年の転用に係る資料を確認したところ、6筆すべて転用の手続きが確認できました。

現在、廃棄物の処分業（埋立処分）を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有することが求められます。また、産業廃棄物の処分業の申請時には、事業の用に供する施設について所有権又は使用権を有することを証する書類の提出が求められますので、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用範囲においては、何らの権利もなく業を行うことはできないものと考えます。

なお、昭和44年当時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に全部改正される前の清掃法等により、ごみなどの衛生的な処理、公衆衛生の向上が図られておりました。当該法令には、ごみなどの取扱業を行うに当たっては、市長の許可を受けなければならないとされていたものの、所有権又は使用権を有することを証する書類の提出を求める定めはありませんでしたので、その旨申し添えます。

また、本年5月30日及び6月15日に「不服申立書」と冠した文書により情報を提供いただいています。情報提供のありました件はもとより、廃棄物行政全般に関して従来どおり適切に対応してまいりますので、今後とも本市環境行政のみならず市政全般に対するご理解、ご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 23年 9月 2日

下関市長

中尾友昭

# 農地所有者 との賃貸借 の権利設定 なし

資料1

様式第2号の2（第3条関係）

却下通知書

下農委第 1248号

令和元年11月27日

金山 三郎 様

下関市農業委員会

会長 吉本 知則



令和元年11月12日に請求のありました公文書の公開について、次のとおり却下することと決定しましたので、通知します。

請求対象公文書	下関市古屋町一丁目1762他 農地法第3条の許可(賃貸借の権利を設定する場合)を受けたという記録がわかるものすべて 対象業者 山口合同ガス(株)、西日本液化ガス(株)
却下の理由	請求対象公文書が存在しないため
担当部課名	下関市農業委員会事務局 電話番号(083)223-6536

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市農業委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過

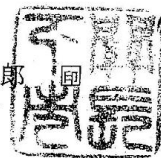


## さらに5条違反も不問に

- (株)ハローディによる農地転用届を市農業委員会が受け、地目が宅地化されたものが「昭和年月日不詳変更」とされたことに市農業委員会は、県に対して何の報告していないようです。このような照会状も回答書もない中での「両ガス会社の永年の農地の無断転用行為」は不問とされました。
- これは両ガス会社の永年の様々な違法行為が不問に付されたことを意味しています。

金山 三郎 様

下関市長 前田 晋太郎



公文書公開申出について

令和2年2月17日に「下関市古屋町一丁目1762他 昭和44年頃の大口ガス供給施設に関する建築確認申請書及び必要な添付資料の全て（対象業者 山口合同ガス株式会社、西日本液化ガス株式会社）」として公文書公開の申出がありました。下記の理由により、お受けできません。

記

当該申出対象公文書を確認したところ、市に提出されておらず、該当する公文書が存在しないため。

以

建築確認申請書が提出されていない

都市ガス貯蔵  
タンクは工作  
物であり届出  
制度はない  
(虚偽)

資料53

様式第2号(その4)(第3条関係)

決 定 通 知 書

下関市指令都建第14号  
平成22年10月28日

金山 三郎 様

下関市長 中尾 友晴



平成22年10月14日に請求のありました公文書の公開について、下関市情報公開条例第8条第1項の規定により、次のとおり却下することと決定しましたので、通知します。

請求対象公文書	都市ガス貯蔵タンク(ガスホルダー)の解体された記録 山口合同ガス(株)北営業所 下関市古屋町一丁目1762、771、1724、1723-1、 1761、739-3、1761-2、739-8、739-5
却下の理由	工作物を解体した際に届出等をする制度がなく、対象文書が存在しないため。
担当部課名	都市整備部建築指導課 電話番号(083)231-1111 内線3791

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して不服申立てをすることができます(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、不服申立てを行った後においては、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

# 解体した際に届出する制度がない(虚偽)

資料56

様式第2号の2(第3条関係)

却下通知書

下関市指令建第13号  
平成30年7月6日

金山 三郎 様

下関市長 前田 晋太郎 印

平成30年6月18日に請求のありました公文書の公開について、次のとおり却下することと決定しましたので、通知します。

請求対象公文書	下関市古屋町一丁目739-3, 739-5, 739-8, 739-13, 1723, 1723-1, 1724, 1761, 1761-2, 1762, 1762-2, 753, 770, 771 1. 液化石油ガスタンク及び事務所、作業場、倉庫等が解体(除却)された記録のわかるもの(台帳等) 対象業者 西日本液化ガス株式会社 2. 事務所、機械室、変電室、門、フェンス及びガス供給設備が解体(除却)された記録がわかるもの(台帳等) 対象業者 山口合同ガス株式会社
却下の理由	解体した際に届出する制度がないことから対象文書受領しておらず、対象文書が存在しないため。
担当部課名	都市整備部建築指導課 電話番号(083)231-1111 内線3796

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

両ガス会社の解体届が出されていないことを認める。

資料12.

様式第2号の2（第3条関係）

却下通知書

下 関 市 指 令 建 第 11 号  
令 和 元 年（2019年）9 月 11 日

金山 三郎 様

下関市長 前田 晋太郎 様

令和元年8月22日に請求のありました公文書の公開について、次のとおり却下することと決定しましたので、通知します。

請求対象公文書	<p>下関市古屋町一丁目1762他 山口合同ガス株式会社及び西日本液化ガス株式会社が大口ガス供給施設として所有していた都市ガス貯蔵タンク20,000㎡、第一ガス溜（有水式）800㎡、ガス供給設備（建築設備）、液化石油ガスタンク97,464㎡、事務所、機械室、変電室、作業場、倉庫などについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記の建物は、全て、支柱、若しくは基脚を有していたため、建築基準法第2条第1項により、建築物に該当する。又本件場所は危険物の貯蔵場であったため、同法第2項により、特殊建築物に該当していた。</li> <li>2. ガス供給設備にしても建築基準法では、建築物として取扱われている。</li> <li>3. 不動産登記事務取扱手続準則第77条第2号（イ）のただし書きでは、「地上に基脚を有し、又は、支柱を施したものは、建築物とされている。</li> </ol> <p>上記で示したとおり、本件当該物は建築物に該当するものであった。しかし、当市は、「工作物であるため、解体（除却、滅失）に際しての届出制度はない。」とした。仮に工作物であったとしても本件工事の請負い代金が500万円を超えておりますので、建設リサイクル法施行令第2条第4号の規定により、届出する義務がある。従って、当市は、どの法律を根拠として届出制度はないとしているのか、その条項等を求める。</p>
却下の理由	<p>請求対象公文書欄に記載されている物件に関して、建築基準法第15条第1項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出は、市に提出されておらず、該当する公文書が存在しないため。</p>
担当部課名	<p>都市整備部建築指導課 電話番号（083）231-1111 内線3796</p>

産業廃棄物管理票  
交付等状況（マニ  
フェスト）  
報告内容の不適正  
処理  
元請会社・栄伸

資料59-1

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 20年度）

平成 21 年 6 月 30 日

下関市長 殿

報告者

住 所 下関市長府藤町4番46号

氏名 株式会社 栄 伸 代表取締役 藤井 章郎

電話番号 083-248-3551



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種					
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	4.8	20	075000 35747	栄伸	下関市長府藤町4-27	752010 2655	リサイクルプロジェクト (有)	下関市長府藤町4-27
2	木屑	1	3	075000 35747	栄伸	下関市長府藤町4-27	752010 2655	リサイクルプロジェクト (有)	下関市長府藤町4-27
3	混合	33.6	38	075000 3574	栄伸	下関市長府藤町4-27	752010 2655	リサイクルプロジェクト (有)	下関市長府藤町4-27
4	その他がれき類	14.6	8	075000 3574	栄伸	下関市長府藤町4-27	752010 2655	リサイクルプロジェクト (有)	下関市長府藤町4-27

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分先を委託した産業廃棄物に不適合産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について不適合産業廃棄物の内容を明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 JIS S 5017 第4種)



# 平成19年度 の実績を見る

様式第三号（第八条の二七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成19年度）

都道府県知事  
(市長) **江島 潔 殿**

平成 19 年 6 月 30 日

報告者 **山口県下関市長府扇町4番46号**  
 住所 **株式会社 栄伸**  
 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 代表取締役 **藤井 幸郎**  
 電話番号 **083-282-3555**

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		事業場の所在地		業種		エネコード		電話番号	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	71.2	66	075200 25787	(株)栄伸	下関市長府扇町 4-27	252010 2655	リサイクル 70注水(有)	下関市長府扇町 4-27
2	木くず	24.77	20	"	"	"	"	"	"
3	珉合	9.94	28	"	"	"	"	"	"
4	その他がくき類	41.9	176	"	"	"	"	"	"

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 JIS A 列4番)



# ハローデイ綾羅木店・元請シモケン(株)のマニフェスト報告書(平成20年度)

様式第三号 (第八条の二十七関係)

資料24-1

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成20年度)

下 関 市 長 様 平成 年 月 日

報告者 下関市棕野町3丁目18-1  
株式会社 シモケン  
住所 氏名 (法人に於ては名称) 真部秀昭  
電話番号 088-228-1338

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	ハローデイ綾羅木新築工事		業 種	建設業					
事業場の所在地	下関市古屋町1-11-1		電話番号	088-228-1338					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	コンクリートがら	11	5		(有)井上組	下関市長府町9-3 2	7527008048	前田道路舗	下関市長府町9-3 2
2	脱プラスチック類	7.15	5	7500115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8	7520115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8
3	木くず	47.05	19	7500115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8	7520115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8
4	紙くず	0.6	2	7500115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8	7520115508	菅屋工業㈱	下関市長府町6-3 8

備 考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の報道府県(政令市)の区域内に、設置が無期満であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 表領には日本標準産業分類の中間数を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬委託先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

99 2

# ハローディ綾羅木店 工事下請・壱星工業 (株)のマニフェスト報告書

資料23-1

様式第三号（第八条の二十七関係）

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 20年度）

平成 21年 6月 30日

下関市長 殿

報告者

住所 下関市長府扇町6番38号

氏名 壱星工業 株式会社

代表取締役 星山 廣昭

電話番号 083-249-1850



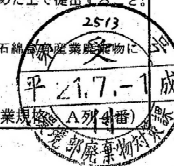
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	壱星工業 株式会社				業 種	産業廃棄物処分業			
事業場の所在地	下関市長府扇町6番38号				電話番号083-249-1850				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	22 t	11 枚		壱星工業 (株)	下関市大字井田字桑木 378		下関興山工場	下関市大字井田字桑木 378
2	コンクリート	3,450 t	345 枚		壱星工業 (株)	下関市長府扇町9-32	07527006048	前田道路(株) 下関合材工場	下関市長府扇町9-32
3	コンクリート	958 t	107 枚	3516123459	(有) 久組	宇部市大字川上字太郎田 142 番 1	3526060875	大塔工業 (株)	宇部市大字川上字太郎田 142 番 1
4	ガラス及び陶磁器くず	16 t	4 枚		壱星工業 (株)	下関市菊川町大字久野字松田 1383 他	07540001652	(株)コプロス	下関市菊川町大字久野字松田 1383 他

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設備が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

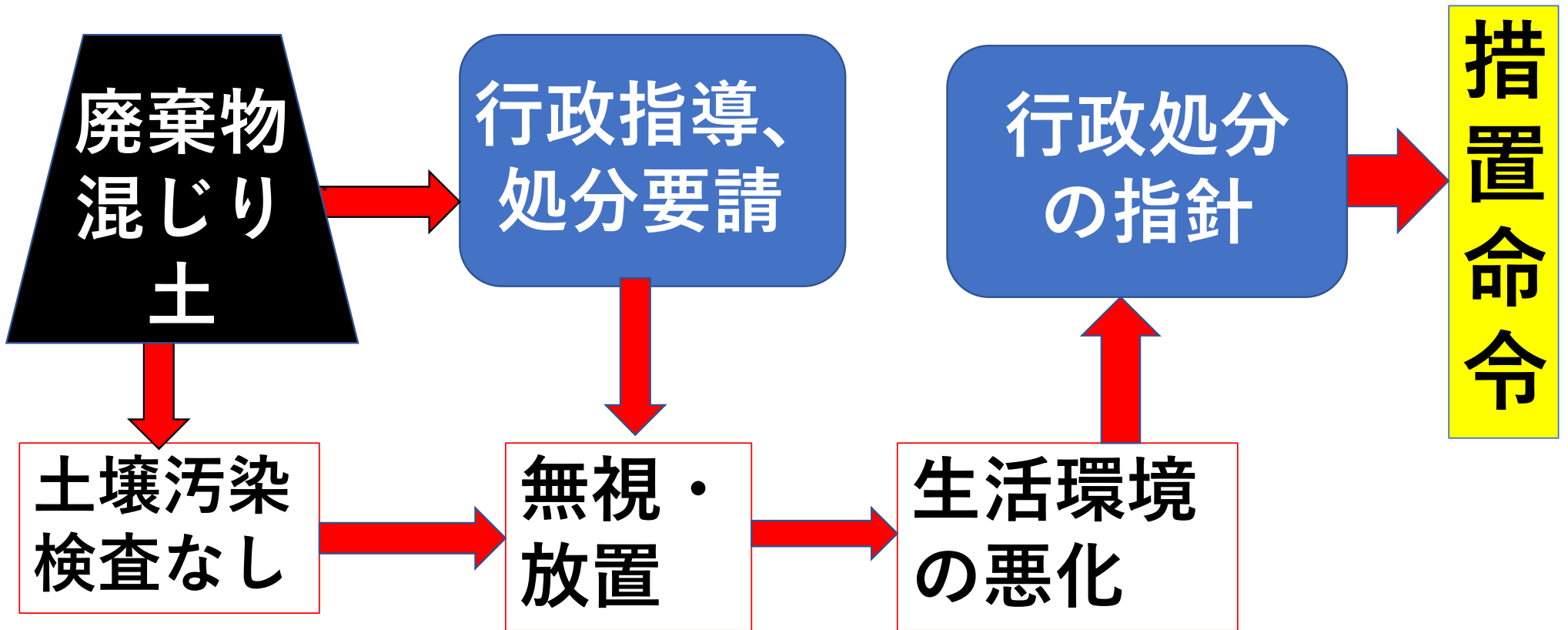


# 市のゴミ処理場跡地に両ガス会社の建物









令和3年4月14日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

行政処分の指針について（通知）

第9 措置命令（法第19条の5）  
(p 30~49)

## 第9 措置命令（法第19条の5）

- 1 趣旨
- (1) 都道府県知事は、処理基準又は保管基準（以下「処理基準等」という。）に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように命ずることができることから、これらの者による不適正な処分を把握した場合には、速やかに措置命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去されたいこと。なお、この場合において、処理基準等に違反する状態が継続している（不法投棄の場合であれば、廃棄物が投棄されたままの状態が継続している。）以上、いつでも必要に応じ措置命令を発出することができること。
- （「行政処分の指針」p30より）